

2017年度事業計画

公益財団法人 笹川記念保健協力財団

【公益目的事業1】

世界レベルでハンセン病の保健問題・人権問題への取り組みを主に政策レベルで進める日本財団の活動に呼応し、その動きを現実のものとするため、当財団は現場レベルでハンセン病対策の順調な進捗を目指し、当事者主体を重要な方針として活動を進める。

〔事業の概要について〕

ハンセン病対策は、感染症としての早期発見、治療と後遺障がい予防に加えて、社会の中に深く根付いた偏見と差別の払しょく、患者・回復者の人権回復、患者・回復者・家族の包括的エンパワメントのすべてが実施されて初めて完結する。中でも、すべての問題の背景を知らせるハンセン病の歴史は近年散逸・消失が加速し、病を生き抜いた人々の歴史の調査・保存、それを通じたハンセン病問題から学ぶ広報啓発活動は喫緊の課題である。以上から、当財団の2017年度事業は、大きく、当事者自身が積極的に参加するハンセン病対策活動の推進と、歴史保存と歴史からの学びを含む広報啓発活動、ハンセン病患者・回復者・家族の自立支援の3事業を行う。

1. ハンセン病制圧活動事業

(1) ハンセン病制圧活動

ハンセン病の早期診断・治療を含む、質が高く適正なハンセン病サービスが末端の保健所レベルで維持されることは、ハンセン病制圧持続の根幹といえる。新規患者数の減少、局地的発生等、大きく変化する状況の中で、適切なサービスを担保するために、地域社会、中でも病気の体験者である当事者が積極的に諸対策の計画段階から実行段階まで参加する等の、新たなアプローチを含めたハンセン病対策活動を、フィリピン等で支援すると共に、参加型ハンセン病制圧活動が世界的に推進されるための調査等を行う。

(2) 関係諸機関との企画調整及び技術協力

活動の重複を防ぎ適切な支援を担保するため、諸会議への参加、支援プロジェクトの調査・評価、技術協力、WHOハンセン病対策プログラム関係者との協議・企画調整等を目的に、専門家や財団役職員を派遣する。

2. ハンセン病広報啓発活動事業

(1) ハンセン病広報啓発活動

根強く残るハンセン病に対する偏見や差別は、患者が早期に診断を受け、適切な治療を受けることや、回復者やその家族が社会の一員として暮らしていく障がいとなっている。これらの障がいを取り除き、またハンセン病の歴史を、より良い現在と未来を創るために活用するための活動を支援する。

(2) ニュースレター制作・発行、その他啓発関係資材等の制作

WHOハンセン病制圧大使のメッセージ、フィールド活動の様子等、世界で起きているハンセン病問題解決に向けた最新情報を掲載した「WHO Goodwill Ambassador's Newsletter for the Elimination of Leprosy (WHOハンセン病制圧大使ニュースレター)」を隔月で制作し、約3,200の省庁・機関・個人に配布する。また、本ニュースレターをインターネット上に公開し、

Eメール配信もする。2017年度は85号から90号までを発行予定である。

(3) ハンセン病とそれに伴う問題から人権・尊厳について学ぶ活動

ハンセン病制圧という大きな目標を達成した大多数の国や地域では、過去のハンセン病の記録や記憶は、不要のものとして破棄されつつある。医学的であると同時に社会的な病でもあるハンセン病の歴史には、現在、未来の社会が学ぶことが多くある。それを可能にするため、「もの」と「語り」の保存と活用をフィリピン、中国、マレーシア、コロンビアを中心に支援するとともに、東南アジア諸国の包括研究を含めた歴史の包括的調査と研究促進支援、歴史保存に対する意識向上を行う。

また、日本を含めた世界のハンセン病対策の動きや、ハンセン病の問題についての展示、講演会・シンポジウムを開催し、ハンセン病問題への理解者と協力者を増やすと共に、ホームページ、ブログ、facebook等のソーシャルメディアを活用し、活動の広報に努める。

3. ハンセン病患者・回復者・家族の自立支援事業

(1) 関係諸機関との企画調整及び技術協力

本事業は多面的な支援が必要であることから、支援者間の連携が重要となる。このため、問題国で開催される会議への専門家や財団役職員、問題解決に必要な技術のある専門家を派遣し、関係諸機関との協議、活動の企画調整、進捗状況の調査・評価を行う。

(2) 回復者ネットワーク強化

ハンセン病対策における、回復者団体が担う役割が増大し期待されている現在、当事者が積極的に自らの問題について意見を示す基盤を作るために、回復者団体のさらなるエンパワメントが必要不可欠である。これに基づき、多くの関係諸機関・団体との関係を強化しつつ、回復者団体がそれぞれの社会の中で確固たる基盤を築き、持続可能な発展を行えるよう、エチオピア、中国、インドネシア、フィリピン等にて回復者団体の基盤強化、関係諸機関との関係強化活動を支援する。

(3) 自立活動支援

当財団は2010年頃から、障がい者グループ等と連携した地域に根差した包括的自立支援を開始している。回復者やその家族、そしてその他の障がい者が、社会で安定した医療・社会サービスを受けながら暮らしていくため、行政による支援体制構築並びに当事者自身のエンパワメントの2方向での当事者自立支援活動を行っている。これまでの成果をもとに、持続可能な回復者の声が反映される地域社会構築モデル作りを、ネパール、インドネシア、ベトナム、エチオピア、中国、フィリピン等で行う。

(4) 障がいの予防及び治療

ハンセン病の偏見や差別につながる後遺障がいは、適切なセルフケアによって予防することができる。2017年度も、回復者支援団体の他回復者団体自身の行うセルフケアトレーニング等の障がいの予防及び治療活動を、中国、エチオピア、ネパール等で支援する。なお、本活動は、前出1.ハンセン病制圧活動事業 (1)ハンセン病制圧活動 のなかの、回復者のハンセン病サービスへの参加促進の一分野として実施する。

【公益目的事業 2】

本事業では、疾病/外傷等の治癒過程と共に、近年、重要視されている病者の尊厳、特に死に到る過程における病人とその家族へのケアを扱う。従来行ってきたホスピス緩和ケアに関する事業に加え、2014年度から、急激な高齢社会の進展を踏まえた、在宅医療の一環を担いうる看護師の人材育成、医療従事者の人材育成を行っている。

〔事業の概要について〕

1950年代以降、病を治し病気から解放するという考えから、治癒が望めない生命を脅かす病気の患者に対しては、その死に行く過程を理解し、全人的な対応をしていく必要があるという考え方が、世界の医療者、宗教者等の間で育ってきた。日本では、1981年に最初のホスピスが設立されて以降、がんやエイズ対策に関連した法律の整備と共に、ホスピス緩和ケア充実を望む社会の大きな動きが起こってきた。こうした社会の動きを受け、当財団では1998年よりホスピス緩和ケアの推進を実施している。

現在、日本の医療保険制度がカバーするホスピス緩和ケアの対象者は、がんやエイズ患者に限られている。しかし、2002年のWHOの緩和ケアの定義によれば、「緩和ケアとは、生命を脅かす病気に伴う問題を抱える患者と家族に対して、痛みやその他の身体的問題、心理社会的問題、スピリチュアルな問題を早期に発見し、的確なアセスメントと対処(治療・処置)を行うことによって、苦しみを予防し、和らげることで、生活の質を改善すること」である。また、医療の進歩は人の自然な死の過程を妨げるとも言われており、高齢者に対する緩和ケアの必要性が叫ばれている。当財団では、ホスピス緩和ケアの対象をあらゆる病に向き合う人と認識し、いつでも、どこでも、必要とする全ての人に質の高いケアを提供できる環境を実現するため、ホスピス緩和ケアの推進と質の向上を目指すための活動・支援を行う。

また、急速な高齢化により、医療施設以外における地域包括的な在宅医療が求められている。当財団は2014年度より、その担い手としての看護師を養成し、地域に根差したプライマリヘルスケアを提供できるネットワークの構築を進めている。

1. 研究助成事業

(1) ホスピス緩和ケアに関する研究助成

ホスピス緩和ケア体制の向上を目指した研究プロジェクトを助成する。本事業は助成事業の企画、審査、及び新規事業の検討会や研究助成受領者の報告会を行う。

2. ネットワーク支援事業

ホスピス緩和ケアに従事するまたは関心のある医師及び看護師のネットワークを構築し、情報交換会や研修会を開催し、自己啓発・研鑽の機会を提供する。

- ・ホスピスナースネットワークに対する支援
- ・ホスピスドクターネットワークに対する支援

3. 啓発支援事業

(1) ホスピス緩和ケア、終末期ケア、及び在宅医療の周知啓発

ホスピス緩和ケア、終末期ケア、及び在宅医療等の必要性を、保健医療関係者から一般住民まで幅広い層を対象に、周知啓発する。

(2) ホスピス緩和ケア啓発教材の一般向け貸出

ホスピス緩和ケアの理念を一般に広め、理解を深めるための啓発活動の一環として、当財団が制作した9種類の教材(DVD)を一般向けに貸出しする。

(3) ホスピス緩和ケア、在宅医療等の周知啓発活動助成

保健医療関係者から一般住民まで幅広い層を対象に、ホスピス緩和ケアや在宅医療の必要性の正しい理解を周知啓発することを目的とした活動へ助成する。

4. 寮貸与事業

当財団が所有する女子寮(東京都清瀬市、敷地710.10平方メートル、4階建27個室)を、学校法人日本社会事業大学(東京都清瀬市)の聴覚障がい者就学支援の一環として無償で貸与する。

5. 在宅看護・地域医療事業

子どもから高齢者を含む、地域住民に対する多様なケアの担い手としての多職種保健専門家をコーディネートする機能を持ち、自立した在宅看護センターの管理運営者となりうる人材の育成、支援を行う。講義・実習・起業計画立案・起業計画発表から成る8ヵ月間の研修を行い、さらに本研修の修了生に対してフォローアップを行う。

6. 人材育成事業

(1) 看護師奨学金支援

看護師の国内外大学院進学における1年間の奨学金を支給する。

(2) ホスピス緩和ケアドクター研修助成

ホスピス緩和ケア施設等における専門医師の研修のための1年間の研修費を助成する。

(3) ホスピス緩和ケア医療従事者海外研修助成

ホスピス緩和ケア医療従事者に対して、海外における短期間の研修費等を助成する。

【公益目的事業 3】

公衆衛生向上のための調査研究、人材育成、及び国際的組織等との連絡・調整・連携の促進を図る。

〔事業の概要について〕

本事業は、健康関連、特に公衆衛生分野のプロジェクトを推進する。1990年から10年実施したチェルノブイリ原発事故の医療協力や、25年に亘り関与してきた日中笹川医学学術交流支援があり、2017年度もこれまでの成果の保持と共に、近年頃に必要な国際機関や諸外国関係組織との連携を促進する。

さらに世界の公衆衛生、特にプライマリヘルスケア（PHC）分野に貢献した個人や団体への顕彰、アジアにおける薬学分野の貢献者の顕彰も引き続き行うことにより、グローバルな視点から保健医療面を介した地域社会への貢献、及び国際機関等関係者との連絡・調整を図りつつ、当財団及び公益財団法人日本財団の活動の周知広報につなげることとする。

1. 公衆衛生向上のための調査研究・企画調整・技術協力・表彰事業

(1) 公衆衛生向上のための支援事業

ほぼ保健問題に集約されていた国連ミレニアム開発目標期間が終わり、2016年からは持続可能な開発目標 17項目が合意実践されている。本事業では、公衆衛生向上の観点から、疾患対策のための調査や研究支援も視野に世界各国における保健医療協力実施のための専門家派遣を行う。さらにこれらを通じて、開発途上国のみならず、中国など発展著しい国にあって、取り残された地域や疾病対策に対して公衆衛生の能力強化、保健医療分野の適切な発展、並びに啓発活動を実践する。また特殊な災害対応として、チェルノブイリ原発等の事故や福島原発事故による健康リスクに対する正しい知識の啓発、情報発信のため、国内外の専門家による助言も行っていく。なおこれらの活動はWHO等の国際機関や、国内機関との協力の下に行う。

(2) グローバル人材の育成・推進事業

世界の公衆衛生向上に向けた対策の重点項目の一つに、グローバルに活躍できる保健医療人材の確保があげられている。保健・医療の現場、緊急時に的確な判断や対応が可能な人材育成と強化を目的とした国内外における研修、セミナー等のプログラムを実施する。

(3) チェルノブイリ関連共同研究事業

1990年から2001年まで実施したチェルノブイリ医療協力の成果を基盤として、国際機関や諸外国との共同研究事業を行う。現在、米国のNational Cancer Institute等と連携し進めている「チェルノブイリ甲状腺組織バンク（Chernobyl Tissue Bank）」は、スタート時より世界で唯一のデータで、東日本大震災後、世界的な関心が高まるだけでなく、日本国と国民にとっても貴重なものとなっている。本組織バンクの活動運営への支援を実施する。

(4) WHO 笹川健康賞事業

「WHO 笹川健康賞」は、1984年にWHOが、毎年世界各国の保健衛生分野で特にプライマリヘルスケアの向上に著しい功績をあげた団体、または個人を顕彰し、さらなる貢献を奨励するために創設した賞である。受賞者は、毎年1月にWHOで開かれる笹川健康賞選考委員会において選考され、例年5月に行われるWHO世界保健総会の席上で、記念のトロフィーと共に賞金が受賞者に贈られる。現在までの受賞者は、各国の事情に沿ったかたちで活動を推進しており、公衆衛生向上のために寄与している。2017年度の受賞者は、2017年1月、ジュネーブ開催される選考委員会で決定予定。

(5) FAPA (アジア薬剤師会連合) 石館賞事業

「FAPA 石館賞」は、アジアの国々の公衆衛生向上のために、石館守三当財団初代理事長から当財団に対し寄附された寄附金から、アジア薬剤師連合会において薬剤業務、研究、教育を通じて人類の保健・医療に顕著な貢献をしたアジアの薬剤師等を顕彰するために創設された賞である。受賞者には、メダルと副賞が贈られる。表彰式は2年毎に開催され、次回は2018年度の実施予定。

以上